



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2020年3月3日 No.177

緊急 「新型コロナウイルス」に関する 第2次申し入れ

職場から東日本ユニオンに寄せられた疑問や不安を解消するために第2次申し入れを行いました。

1. 本申し入れとあわせて、申第22号「新型コロナウイルス」に関する緊急申し入れの団体交渉を速やかに開催すること。
2. 4月1日実施予定の「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施について」は、現行の状況を留意して、実施日を延期すること。
3. 4月16日実施予定の電気部門における「新幹線体制の変更」については、現行の状況を留意して、実施日を延期すること。
4. 現業機関、非現業機関に関わらず、妊娠中や病気加療中で希望する社員を対象に、当面の間テレワーク（在宅勤務）を可能とすること。
5. 社員が「新型コロナウイルス」に感染したと確認された場合は、休暇（有給休暇）を新設とすること。
6. 社員が濃厚接触者とされた場合、健康観察期間中に対して、休暇（有給休暇）を新設すること。
7. 臨時休校により、社員が勤務を休まざるを得ない現実に対し、当面の間特例措置として有給休暇を新設すること。
8. 当社内において、集団感染「クラスター」が認められた場合を想定し、輸送量を減じた運行ダイヤを設定し、実施できる体制を予め確立するとともに、お客様周知を行うこと。
9. 当社が2020年2月12日に開設した「新型コロナウイルス感染症 社員・家族相談窓口」の受付時間について、毎日（土・日・祝日を含む）対応できる体制を確立すること。